

「遺産分割協議書がある場合」にご用意いただく書類です。

<必要書類>

書類名	備考	確認欄
《はじめにご提出頂きたい書類》		
・遺産分割協議書		
・亡くなられた方の戸籍謄本	出生から死亡までの分が必要です 法定相続情報証明書で代用可	
・相続人全員の戸籍謄本	亡くなられた方の現在の戸籍謄本に記載がない場合に必要です 法定相続情報証明書で代用可	
・相続人全員の印鑑証明書	発行日より6か月以内のものをご用意下さい	

《上記書類を当金庫にて確認後、改めてご提出頂きたい書類等》		
・相続手続依頼書	当金庫所定書式(様式8) 遺産分割協議書で指定された特定相続人が記入する	
・非課税(特別)貯蓄者死亡届出書	マル優(マル特)ご利用された方 届出書は各支店にございます	
・通帳、証書	亡くなられた方の普通預金、定期預金等	
・出資証券	当金庫出資金をお持ちの方	
・貸金庫鍵、カード	貸金庫契約があった方	
・未使用小切手、手形用紙	当座預金契約があった方	
・キャッシュカード	普通預金、貯蓄預金等	
・来店して手続きされる方の実印		
・ " " の本人確認書類	運転免許証、健康保険証等	

- 書類関係は**原本**をご提出下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 遺産分割協議書の作成がされていれば、通常、戸籍謄本や印鑑証明書等は網羅されています。
- 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

<当金庫所定書式へのご記入について>

当金庫所定書式へご記入される方	確認欄
遺産分割協議書により、当金庫預金の相続人が特定されていれば、金庫書式への署名は、その特定相続人のみで可です。	